

本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

カンボジア質問状原稿(0917)_税関

【1】水際対策に関する質問

I. 組織

85.(1) 組織の構成はどのようになっていますか。
特に知財担当の要員の構成はどのようになっていますか。

II. 税関での差止め

86.(2) 侵害品や海賊版商品の輸入の差止めは可能ですか。
差止めの実績はありますか。

<可能なら、III. の質問へ、十分にできていない場合、IV. の質問へ>

III. 差止めの申立

87.(3) 権利者は、差止めの申立をどのように行えばよいのですか。
揃えるべき書面、料金、時間的要件等について教えてください。

88.(4) 輸入・輸出された商品が侵害品の疑いがある場合、税関はその後どのような手続きをとりますか。

89.(5) 手続中に、裁判を経る必要がある場合、権利者はどのような手続きが必要ですか？

90.(6) 明らかに侵害品に該当する商品が税関内に入ってきた場合は、税関は職権で差止めできますか？ できる場合、その後はどのような手続きをとるのですか。

91.(7) 裁判後、差し止めた商品等はどのように処分するのですか。

92.(8) 処分の手続費用は無料ですか、有料ですか？ 有料の場合いくらぐらいですか。

93.(9) 税関の取締りは商標権、著作権、意匠権、特許権(実用新案)、その他規制(薬事法等)のいずれに基づくものでしょうか。

IV. 今後の取り組み

94.(10) 模倣品取締りの要望は相当に高いと思われませんが、今後はどのように強化するのですか。

本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

95.(11) 日本に対する要望はありますか。